



# 市有財産活用提案募集事業応募要領

【真庭市財産活用全国公募事業】

真庭市総務部財産活用課

## 市有財産活用提案募集事業応募要領(全国公募事業)

この事業は、「真庭市財産活用全国公募事業実施要綱」（平成 26 年 7 月 28 日施行）の規定に基づき、市の保有する財産(土地・建物)を有効活用するため、自らが実施主体となろうとする市民や事業者の皆様から、自由に創意工夫に富んだ発想やノウハウを生かした提案を募集するものです。活用を希望される方は、この要領をご承知の上、ご提案ください。

### 1 募集する提案

#### (1) 対象物件

- ・別紙「物件一覧表」のとおり。

#### (2) 提案の内容

- ・物件の買受け、借受け、民間主導による老朽施設の建て替えなど  
ただし、次のような提案はできませんので、御注意ください。
- ・本市に経費負担が発生する提案  
(十分な財政効果や本市の政策実現に寄与すると認められる提案は受け付けます。)
- ・提案者以外が実施主体となることを前提とした提案  
(提案者と実施主体者の間で合意がなされている場合は、共同で御提案ください。)
- ・現行法令等に抵触する提案

### 2 提案者の資格

提案者は、提案内容を自ら主体となり実施する個人、法人及びその他団体（共同提案も可能です。）とします。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、提案者となることができません。

- ①地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者（法人及びその他団体にあつては、その代表者又はその他役員を含む。以下同じ。）
- ②団体等が賦課されているすべての税（国税及び地方税）、その他の本市に対する金銭債務について滞納のある者
- ③禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ④暴力団又は暴力団に関係すると認められる者  
※応募資格確認のため、岡山県警察本部に照会する場合があります。
- ⑤真庭市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程第 3 条に規定する指名停止の措置を受けている者
- ⑥その他、活用の実施主体として適当でないと市長が認める者

### 3 提案募集期間

応募要領公開日から令和6年4月30日(火)まで

### 4 応募締め切り

第1回締め切り 令和5年 6月30日(金)

第2回締め切り 令和5年 8月31日(木)

第3回締め切り 令和5年10月31日(火)

第4回締め切り 令和5年12月22日(金)

第5回締め切り 令和6年 2月29日(木)

第6回締め切り 令和6年 4月30日(火)

各応募締め切り日までに「事前相談書」を財産活用課へご提出ください。

### 5 提案の方法(別紙フロー図参照)

#### (1) 問い合わせ

提案を検討する財産に関する詳細な情報については、電話又はメールにて総務部限財産活用課までお問い合わせください。なお、お問い合わせの内容によっては回答までに時間をいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

#### (2) 事前相談の受付

本公募事業をより効率的・効果的に運用するため、提案前の事前相談を受付けます。

##### ア 実施方法

事前相談は面談により実施します。「事前相談書」(第1号様式)に必要な事項を記入のうえ、メール、FAX、郵送又は持参により総務部限財産活用課までご連絡ください。

##### イ 本市からの情報提供

事前相談書に記載いただいた内容等を踏まえて、本市から対象資産に関する詳細な情報を提供させていただきます。

##### ウ 本市からのヒアリング

検討されている提案内容についてヒアリングを行います。その内容を踏まえて、提案の実現性・妥当性に関する意見照会を行い、関係法令に抵触する、提案の事業性に重大な課題がある等、明らかに実現性が低いと判断できる提案については、その理由をお伝えしたうえで、再検討をお願いすることとなります。

##### エ 事前相談の結果

事前相談の結果、提案が可能と判断した事前相談については、「財産活用調整会議」において、予備審査を行います。

### (3) 予備審査

提案内容の採否について、「財産活用調整会議」において、予備審査を行います。

#### ア 審査の方法

予備審査においては、次の観点から提案内容を総合的に評価します。

- ・ 本市施策との整合性
- ・ 社会的な妥当性
- ・ 事業性
- ・ 市民生活や地域経済に対する貢献
- ・ 本市の財政効果 など

#### イ 審査により決定する事項

予備審査を経て決定される事項は次のとおりです。

- ① 提案の採否とその理由
- ② 提案を実施する者（契約の相手方）の選定に係る公募の実施の有無

### (2) 予備審査結果の公表

予備審査の結果については、提案者に文書で通知します。

## 6 提案採用後の流れ（別紙フロー図参照）

### (1) 要件整理・条件設定

提案を採用した場合は、本市において公募又は契約等に向けた要件整理（例：境界確定等）や条件設定（例：売却額、貸付料等）などを行います。

※ 予備審査における提案採用後、要件整理や条件設定などに相当の期間を要する場合や、活用に向けた条件等が整わないため、採用した提案を実施できない場合がありますので、御了承ください。

### (2) 契約相手方の選定

契約相手方（実施主体）の選定に当たっては、提案内容に応じて、次の方法等により選定します。なお、具体的な実施方法については、別に定めることとします。

ア 他の者の別の手段による実施では同等の成果等が得られず、提案者でなければ履行できないと認められる独自のノウハウや創意工夫に基づく申請をはじめ、地方自治法施行令第167条の2第1項に該当する場合は、提案者を契約の相手方として選定します。

イ 競争性があり、主として価格以外の要素における競争が適当と認められる場合は、公募型プロポーザル等により契約の相手方を選定します。

※ 選定時の評価の際に加点等を行うなど、当該財産に対する提案者に優遇措置を講じる場合があります。

ウ 上記以外の場合は、一般競争入札により契約の相手方を選定します。

## 7 注意事項

- ① 各提出書類において、虚偽の内容を記載された場合は失格となります。
- ② 本件の提案に係る一切の費用は、提案者の負担となります。

- ③ 提出された書類は、原則として返却しません。
- ④ 提案内容等について、本市から提案者に連絡することがあります。また、必要に応じて提案申込書の補正や追加資料の提出をお願いすることがあります。

## 8 問合せ先

真庭市 総務部 財産活用課 資産活用グループ (坂本・下平)

住所：〒719-3292

真庭市久世2927番地2

(真庭市役所本庁舎3階)

T E L : 0867-42-1174

F A X : 0867-42-1119

Eメール：[zaisan@city.maniwa.lg.jp](mailto:zaisan@city.maniwa.lg.jp)

真庭市財産活用全国公募事業のフロー図

